

社会福祉法人誠友福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人誠友福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 役員等が職務のため出張したときは、幼保連携型認定こども園誠櫻幼愛園の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

(2) 理事、監事

理事会等会議への出席	7,000円
監事監査等への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	7,000円
-----------------	--------

(改廃)

第3条 本規定は、評議員会の承諾を経て、改廃することができる。

附則

1. この規定は、平成29年4月1日から施行する。